

## 鳥取県告示第617号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年10月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年9月4日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成24年8月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人むすび

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

田中 美佐代

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市角盤町二丁目30

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域が抱える問題である晩婚、非婚化を改善するべく、結婚に対して意欲的になる為のセミナーや結婚したくてもなかなか出来ない男女の外面的、内面的な問題の解決や能力アップする為の自己啓発サポートに関する事業と婚活パーティーの企画、運営する事業を行い、鳥取県の結婚率を上げ、少子化対策に寄与することで、未来あるまちづくりの推進を図る活動を目的とする。